

みなし決議に関する評議員会議事録

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

(1) 評議員の退任及び選任について

齋藤真里子評議員、菅原直志評議員、早坂義弘評議員、松葉多美子評議員の辞任に伴い、評議員に青柳有希子氏、中嶋義雄氏、早坂義弘氏、福島理恵子氏を新たに選任する。任期は、令和5年11月1日から、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(2) 上記提案による評議員会の決議があったものとみなされる日は、令和5年11月1日とする。

2 1の事項を提案した者の氏名

理事長 近藤 誠一

3 評議員会の決議があったものとみなされた日

令和5年11月1日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条の規定により、評議員会の決議があったものとみなす。